

平令和2年4月21日

保護者各位

柳津町立柳津小学校長 星 潔

## 政府の緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業について

日頃より本校教育活動にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、報道等でご存じのように、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業に対する方針が県教育委員会等の関係機関より発表されました。保護者の皆様におかれましては、2回目の臨時休業に対して心配と不安を感じておられることと存じます。

つきましては、町教育委員会の指導のもと、学校では下記の通り対応させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。また、必要に応じて学校より保護者の皆様へ安心メールの配信・電話等で緊急の連絡をさせていただくこともありますので、随時確認いただきますようお願いいたします。なお、臨時休業の期間中、うがい、手洗い、検温、不要の外出をしない等、ご家庭におけるお子様方への安全指導をよろしくお願い申し上げます。

記

### 1 臨時休業の期間

**令和2年4月22日（水）から5月6日（水）まで**

### 2 家庭学習について

- 各学級担任より出された課題を自宅で行います。
- 教科書やドリル、ICT機器等を活用して自主学習にも積極的に取り組みます。
- 各担任が電話にて学習サポートを実施します。平日 8:30～16:30 まで学習指導を行いますので活用ください。（TEL 42 - 2237）
- メディアコントロールに努めるとともに、読書にしっかり取り組ませてください。

### 3 家庭生活について

- 不測の事態であるため、不要不急の外出は控え自宅で過ごさせてください。
- 手洗い、うがい、咳エチケットに努めてください。
- 急な体調の変化等については、学校・担任へ連絡をお願いします。もし、下記のような症状がある場合には、帰国者・接触者相談センター（会津保健所 0242-29-5512）に相談し、指示に従ってください。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ※ 基礎疾患がある場合は、上記の状態が2日間程度続く場合
- ※ 上記以外で感染が疑われるような症状がある場合

児童やご家族等が医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合には、学校まで連絡をお願いします。

（裏面に続く）

#### **4 休業中の家庭訪問・児童登校について**

○家庭訪問については予定通り行います。

#### **5 児童の受け入れについて**

○長期休業と同様に、学童保育「わくわく」で児童を受け入れております。詳しくは「わくわく」からの文書をご覧になって連絡してください。(TEL 42-3150)

#### **6 その他**

- 図書室から全校児童に本を2冊、3年生以上には学習用タブレットを貸し出します。子どもたちが大切に取扱えるよう、ご家庭でもご指導をよろしくお願いいたします。
- 新しい情報による対応の変更等は、安心メールでお知らせいたしますので、ご確認ください。